

経営を開始して間もない時期の営農資金等を確保したい

# 経営開始資金

農業経営を開始後、間もない方で、次の要件を満たす方が対象です。  
(年間最大150万円、最長3年間)

## 【交付要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則49歳以下の認定新規就農者。
- ② 独立・自営就農で次の要件を満たす方。
  - ・農地の所有権又は利用権を本人が有している。
  - ・主要な機械・施設を本人が所有し、又は借りている。
  - ・生産物や生産資材等を本人の名義で出荷・取引する。
  - ・本人の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ③ 青年等就農計画等が次の要件に適合していること。  
独立・自営就農後、5年後までに農業(農業生産のほか、農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等関連事業を含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- ④ 目標地区又は人・農地プランに位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ⑤ 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと。また雇用就農資金による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- ⑥ 原則として前年の世帯(本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。)全体の所得が600万円以下であること。
- ⑦ 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- ⑧ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

## 【留意事項】

- 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満し、親の経営とは別の新たな部門を行う場合や、親の農業経営に従事してから5年以内に継承する場合は、対象となります。  
ただし、親元就農する場合は新規参入者と同等の経営リスク(新規作目の導入や経営の多角化等)を負って経営を開始する青年等就農計画等であることを市町村長に認められることが必要となります。
- 夫婦とも就農する場合は、夫婦合わせて1.5倍分が交付されます。
- 次の場合は交付停止になります。
  - ア 上記の交付要件を満たさなくなった場合
  - イ 農業経営を中止した場合
  - ウ 農業経営を休止した場合
  - エ 就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合
  - オ 国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しなかった場合
  - カ 前年の世帯所得が600万円を超えた場合
  - キ 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合
- 次の場合は返還の対象となります。
  - ア 上記のア～カまでに該当した時点が、既に交付を受けた対象期間中である場合
  - イ 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合